**社会福祉法人やすらぎ会**

**寄附取扱い規程**

**１　目的**

社会福祉法人に対する寄附は、寄附者本人の自由意思に基づくものでなければならない。本規定は、寄附の強要、不当な資金の還流等の社会的疑惑を生じさせることのないよう、手続きの透明性を確保する事により、施設運営の適正化を図ることを目的とする。

**２　寄附の受入れ手続き**

　　寄附を受け入れる際には以下の手続きを行うこととする。

1. 複数の職員が立ち会う事を基本とし、寄附者から寄附申込書の提出を受けること。
2. 寄附者に対し、領収書を発行するとともに領収書の控えを保存すること。
3. 寄附申込書に記載された寄附目的により経理区分を決定すること。
4. 寄附金品台帳を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。

なお、当該寄附金品台帳については閲覧に供するよう努めること。ただし、寄附者の個人情報についてはプライバシーの保護に留意すること。

1. 理事長（又は理事長から権限移譲を受けた者）の承認を得ること（寄附申込書及び寄附金品台帳の理事長承認欄への押印）。
2. １件の額が１００万円相当額以上の寄附を受入れた場合は、その都度、寄附金品受入れ報告書により奈良県知事へ報告すること。

また、同一人からの寄附の合計が一会計年度（４月～３月まで）内に１００万円相当額以上になった場合は会計年度終了後に１枚の報告書にまとめ奈良県知事へ速やかに報告すること。

なお、県から寄附の状況について報告の求めがあった際には速やかに報告するものとする。

**３　寄附受入れ判断基準**

　寄附の受入れについては次の基準に従い寄附者の区分ごとに可否を判断するものとする。

1. 利用者

上記２の手続きにより寄附を受け入れることができるものとする。

なお、寄附者が制限行為能力者（未成年、成年後見人、被保佐人及び民法第１７条第１項の審判を受けた被補助人をいう。）であるときには、民法の規定により、法定代理人、保佐人又は補助人（以下「法定代理人等」という。）の同意を得て寄附をする場合と、法定代理人等が代理権に基づき寄附手続きをする場合がある。同意を受けたときは同意書の写しを添付する物とする。

ア　未成年者

　　法定代理人（両親、未成年後見人）による申込み又は同意。未成年後見監督

　　人があるときには、その同意も必要。

イ　成年被後見人

　　　　　法定代理人（成年後見人）による申込み又は同意。後見監督人があるときには、

その同意も必要。

　　　ウ　被保佐人

　　　　　保佐人の同意（代理権を付与する審判がある場合には保佐人の申込み）

　　　エ　被補助人

　　　　　補助人の同意（代理権を付与する審判がある場合には補助人の申込み）

（２）利用者の家族・遺族

　　　（１）を準用する。

　（３）サービス利用前のサービス利用希望者及びその家族

　　　入所等のサービス利用決定に疑惑を招くおそれがあるため、寄附を受け入れないも

のとする。

　（４）利用者家族や職員を中心に構成されている団体

次の条件を満たす場合に上記２の手続きにより、寄附を受け入れることができるも

のとする。

　　　ア　団体の総会で意思決定されていること。（総会議事録、議案書等の写しを添付すること）

　　　イ　寄附目的が明確であること。

　　　ウ　寄附のための特別の負担が会員個人にないこと

　（５）後援会（地域の篤志家等を中心に構成されている団体）

次の条件を満たすことと、上記２の手続きにより、寄附を受け入れることができる

ものとする。

ア 後援会（総会）で意思決定されていること。（総会議事録、議案書等の写しを添

付すること）

（６）取引業者

　　　上記２の手続きにより寄附を受け入れることができるものとする。

　　　ただし、補助事業に関わる建設工事請負業者、備品納入者及びその下請け業者とこれら業者の役員からの寄附については不当に資金の還流が行われるおそれがあるため、受け入れないものとする。

　（７）その他の者

　　上記２の手続きにより寄附を受け入れることができるものとする。

　　ただし、次に掲げる者からの寄附申込みについては寄附を受け入れない。

1. 反社会的勢力や関係する団体等
2. 便宜供与、反対給付を期待していることが明らかなもの
3. 寄附の使途等について、寄附目的以外に条件を付与する者

**４　使途**

　（１）寄附を受けた不動産については、権利関係を明らかにし、所有権移転登録を行った上で、資産として適正に計上し、理事会の承認を得てその活用を図るものとする。

　（２）寄附を受けた物品についてはその目的に応じて活用する事ができるものとする。なお、固定資産に該当する物品については寄附受入れ時の時価をもって固定資産台帳に記載することとする。

　（３）寄附金については、その目的に応じた使途としてふさわしい支出に充当するものとする。

**５　公表**

　　寄附の受入れ及びその使途については、寄附金を充当して行った活動等が分かる写真やチラシ等を用い、有効に寄附を活用している事について、施設内掲示板や広報誌、ホームページにおいて公表に努めることとする。

**６　その他**

　　施設から寄附を募集する場合にあっても、その受入れについては、この規定に基づいて行うことを基本とする。

　　なお、特定・不特定を問わず施設から寄附を募集する場合は、その目的・使途、募集方法及び結果の公表について、理事会の承認を受けることとする。

　附　則

この規定は平成３０年４月１日から施行する。

令和５年３月１７日　２（６）変更